

○厚生労働省告示第百九十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である富山県薬事研究所について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十八年一月二十九日をもってその行う試験検査の区分を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

変更前の試験検査の区分

変更後の試験検査の区分

理化学試験、動物を用いる試験検査

理化学試験